

シリーズ②

確定申告

～控除について～

税務財政課 ☎ 74-3003

障害者 控除について

納税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族のうちに

障害者がいる場合は、その何れかの区分に応じて、その障害者又は特別障害者の区分に応ずる一定の金額を障害者控除として所得金額から差し引くことができます。

対象要件は、

- ①身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方。②要介護認定を受けている方のうち、常に就床を要するなど、身体障害者等に準ずると認められる方。
 - ③精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
- その他にも幾つかの規定が設け

られています。障害者のうち、その障害の程度が重度なものについては特別障害者とされており、

給与受給者にあつては、年末調整時の申告により適用されますが、その他の公的年金等受給者や個人事業者などで、障害者控除の要件を満たしていても未申告により適用されていない方若しくは障害の程度が普通障害から特別障害に変更となった方など、申告を要する方については、障害者控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、所得税が還付若しくは軽減される場合があります。なお、住民税についても同様に軽減されます。

詳しくは、税務財政課課税係

（☎ 74-3003）まで。
（注）②要介護認定を受けている方のうち、身体障害者等に準ずると認められる方については、洞爺湖町が交付する障害者控除対象者認定書の提出が必要となりますので、申告前に同認定書を取り寄せてください。
問合せ先：健康福祉課介護保険係（☎ 74-3001）

住宅借入金 特別控除について

住宅ローン控除

税 源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、平成21年度以後の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられています。

詳しい内容につきましては、インターネットで洞爺湖町のホームページから配信しておりますのでご参照ください。

なお、申告を要する方のため

に、エクセル形式による簡易な申告書作成ツールを掲載しておりますので、「住宅借入金特別

税額控除申告書」の作成にあたって活用ください。

平成21年度町・道民税の申告相談及び所得税の確定申告相談会を開催します

<申告期限 2月16日（月）～3月16日（月）まで>

■申告の必要な方

①平成21年1月1日現在洞爺湖町に在住し、平成20年中に所得（給与・年金等・営業・不動産・配当・利子など）があった方②給与所得者で、退職などにより事業所などで年末調整を受けていない方③2カ所以上（例 給与と年金など）から収入のある方④収入がなくても、洞爺湖町の国民健康保険（長寿医療保険）に加入している方⑤各種の税証明（課税・非課税・所得証明）が必要な方。

また、次の日程により相談会場を設けますので、ご相談ください。

■開催日時 3月5日（木） 午前10時～正午、午後1時～4時まで

■会場 洞爺湖温泉支所（旧火山科学館）

■申告に持参するもの

平成20年1月1日～12月31日までの収入及び必要経費を証明する書類（帳簿類・源泉徴収票等）、印鑑、社会保険料（国民健康保険税等）の領収書、国民年金の支払証明書、生命保険料等の証明書、地震保険料（長期損害保険料）の控除証明書。

休日の確定申告相談会を実施します

■日時 3月1日（日） 9時30分～17時まで

3月8日（日） 9時30分～17時まで

■会場 役場税務財政課

詳しくは、洞爺湖町役場税務財政課（税務担当 ☎ 74-3003）